

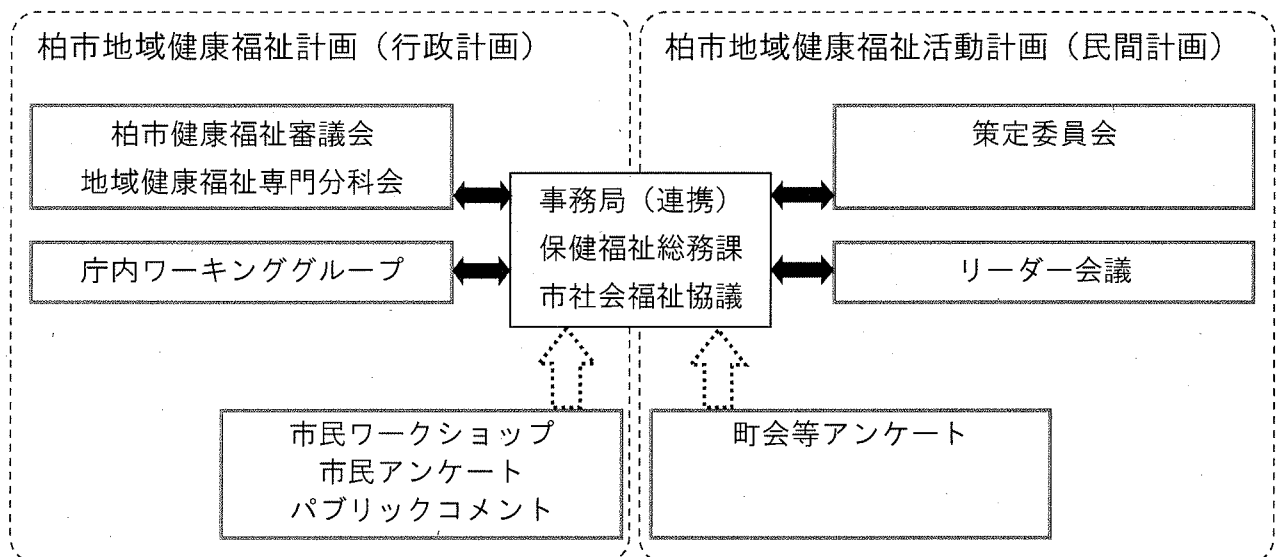
資料編

1 計画の策定体制・策定経過

(1) 策定体制図

本計画の策定にあたっては、行政計画である「柏市地域健康福祉計画」を策定する柏市と、民間計画である「柏市地域健康福祉活動計画」を策定する市社会福祉協議会との間で連携を図りながら、一体となった計画づくりを行いました。

また、市民ワークショップや市民アンケート、パブリックコメント、町会等アンケートなどにより収集した市民の意識や意見と健康福祉をめぐる現状、さらに、今後の方向性などについて、市の職員で構成する庁内ワーキングにおいて検討し、計画の素案を作成し、柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会において専門的見地から審議を行い、計画の策定作業を進めました。なお、市社会福祉協議会では、職員で構成されるリーダー会議や有識者等により構成される策定委員会を通して計画の策定作業を進めました。



(2) 策定経過

	柏市健康福祉 審議会	庁内ワーキンググループ	市民ワークショップ	その他
平成 24 年度				
平成 24 年 9 月	分科会①6 日			
10 月				18 日～31 日 市民アンケート
11 月	分科会②29 日		①17 日	
12 月			②1 日 ③15 日	
平成 25 年 1 月				
2 月	分科会③21 日			
3 月				
平成 25 年度				
4 月				
5 月	全体会①16 日 (諮問)			
6 月		①7 日		
7 月	分科会①4 日	②10 日 ③19 日	①6 日	
8 月	分科会②1 日		②31 日	
9 月		④3 日	③14 日	
10 月	分科会③3 日		④5 日 ⑤19 日	
11 月	分科会④28 日	⑤1 日		
12 月				12 月 15 日～
平成 26 年 1 月		⑥21 日		1 月 15 日パブリック コメント
2 月	分科会⑤13 日 全体会②20 日 (答申)			
3 月				

2 柏市健康福祉審議会条例及び柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会委員名簿

(1) 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は 2 年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者健康福祉専門分科会

(3) 児童健康福祉専門分科会

(4) 高齢者健康福祉専門分科会

(5) 地域健康福祉専門分科会

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項

(2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項

(3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項

(4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第7条第1項第6号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成 25 年条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

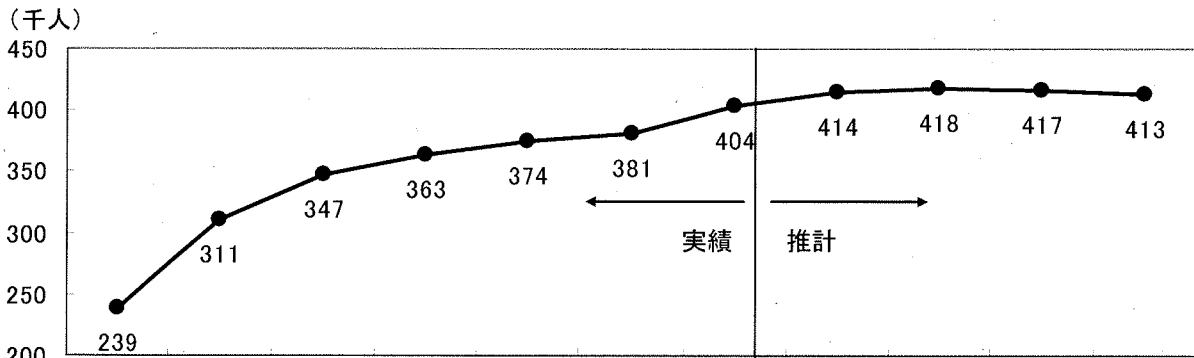
(2) 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿

氏名	よみ	所属など
阿部 和子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
今村 貴彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
川眞田 喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
小竹 恵子	コタケ ケイコ	前社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
(会長) 小林 正之	コバヤシ マサユキ	柏市立介護老人保健施設はみんぐ施設長
清水 栄司	シミズ エイジ	千葉大学大学院教授
長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
(副会長) 中谷 茂章	ナカタニ シゲアキ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長
中村 佳弘	ナカムラ ヨシヒロ	柏市薬剤師会会長
藤田 武志	フジタ タケシ	松葉町地域ふるさと協議会相談役 (前柏市ふるさと協議会連合会会長)
古川 隆史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
水野 治太郎	ミズノ シタロウ	麗澤大学名誉教授

3 柏市の地域健康福祉関連データ

(1) 柏市の概況 計画書本編5ページ

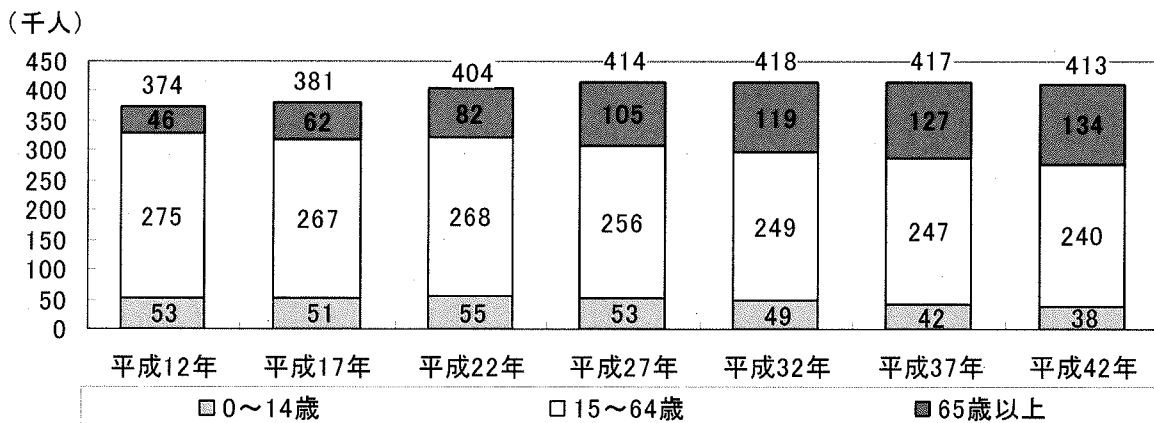
① 総人口の推移・推計



昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成42年

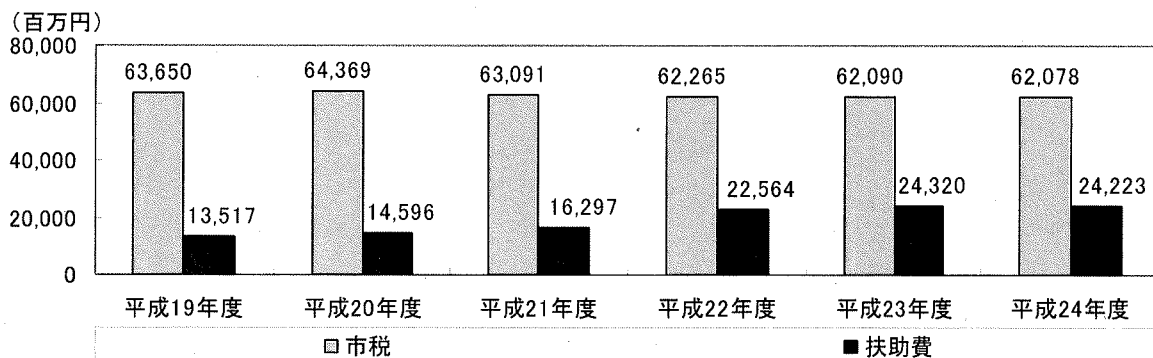
資料：柏市第四次総合計画

② 年齢3区分の推移・推計



資料：柏市第四次総合計画

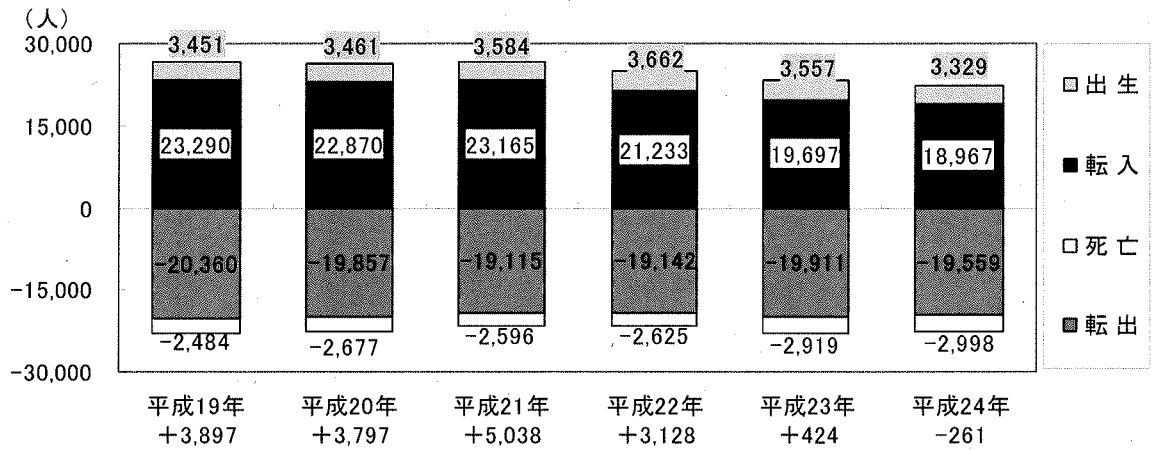
③ 財政状況



資料：平成24年度決算報告書

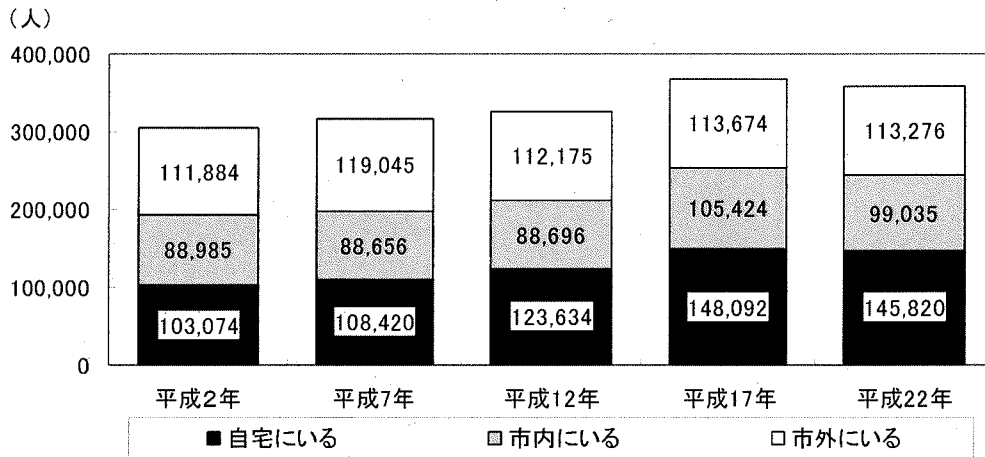
※扶助費とは、社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法）や市の条例に基づき、被扶助者の生活を維持するために支給される経費のことです。

④人口移動の推移



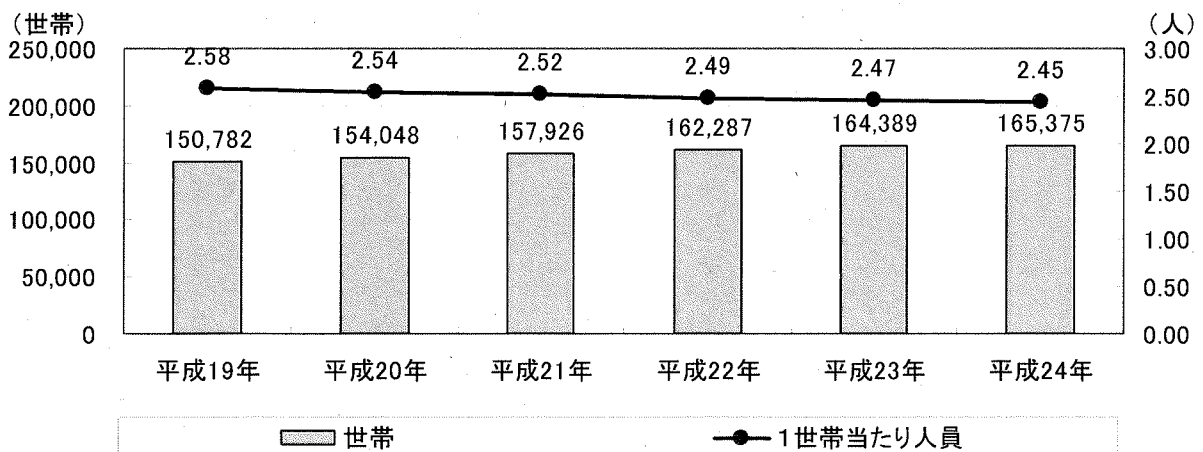
資料：千葉県毎月常住人口調査結果報告書

⑤常住地による人口



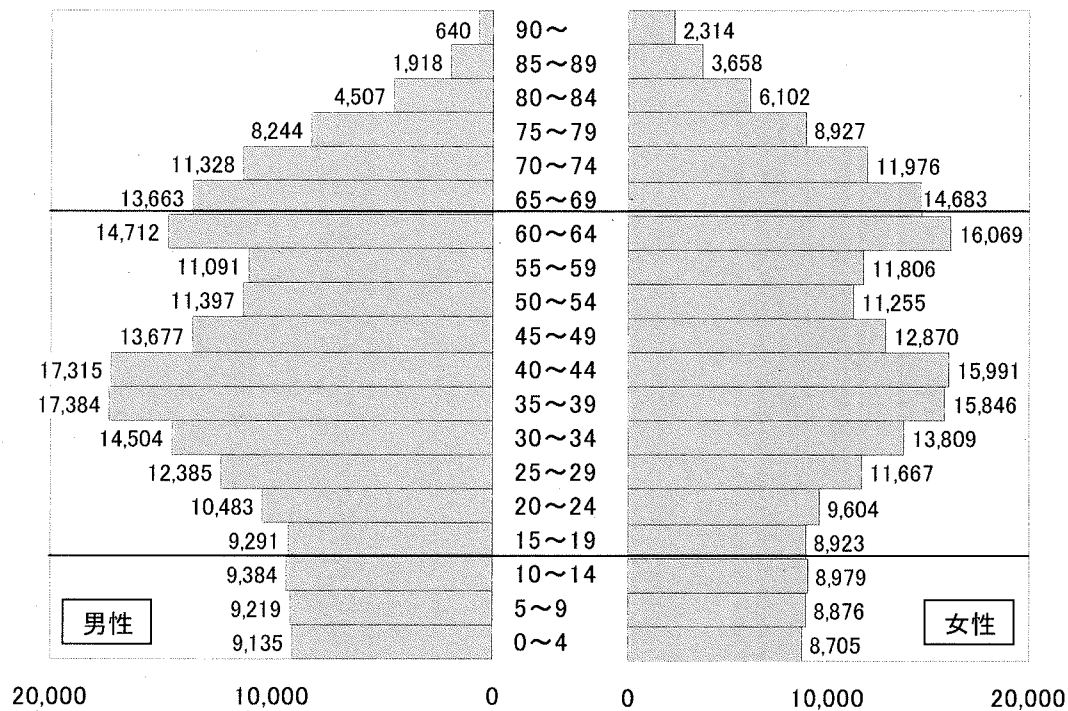
資料：平成22年国勢調査

⑥世帯数及び1世帯あたりの人員



資料：市政概要（各年10月1日時点）

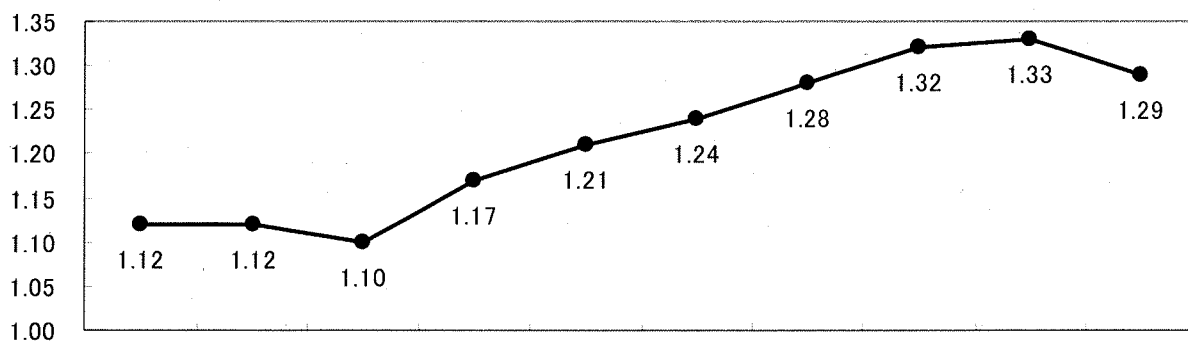
⑦人口ピラミッド



資料：住民基本台帳人口 平成 25 年 4 月 1 日時点

(2) 柏市民の状況 計画書本編6ページ

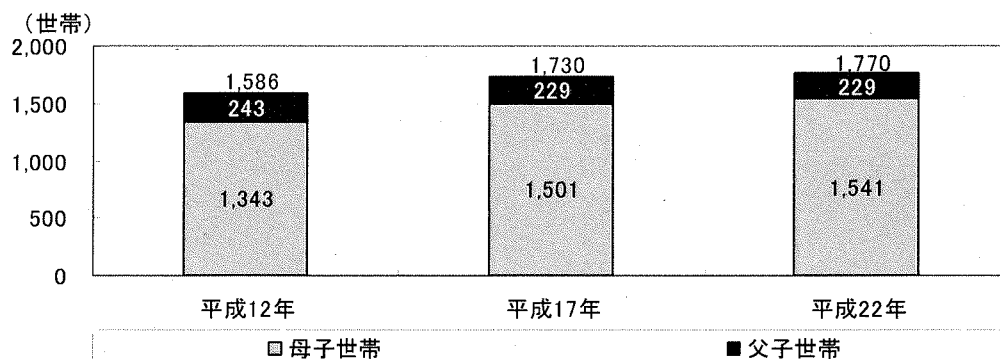
①合計特殊出生率の推移



平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年

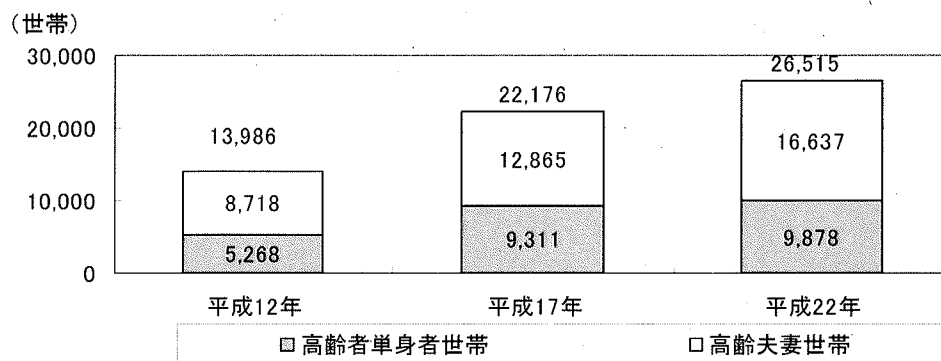
資料：千葉県

②母子・父子世帯の推移



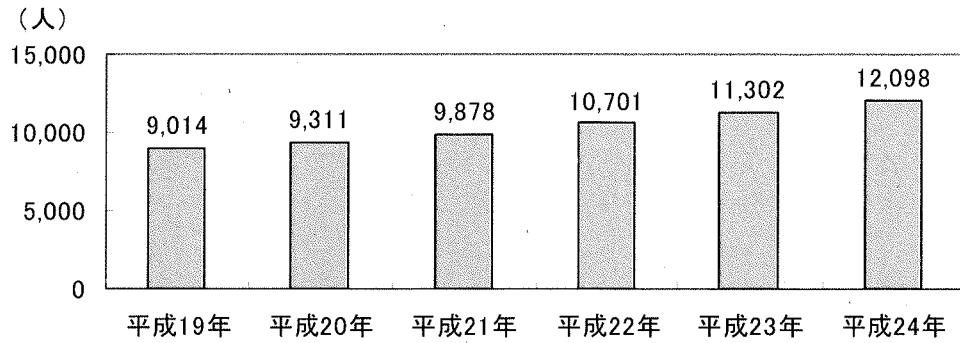
資料：平成22年国勢調査

③高齢者のみ世帯の推移



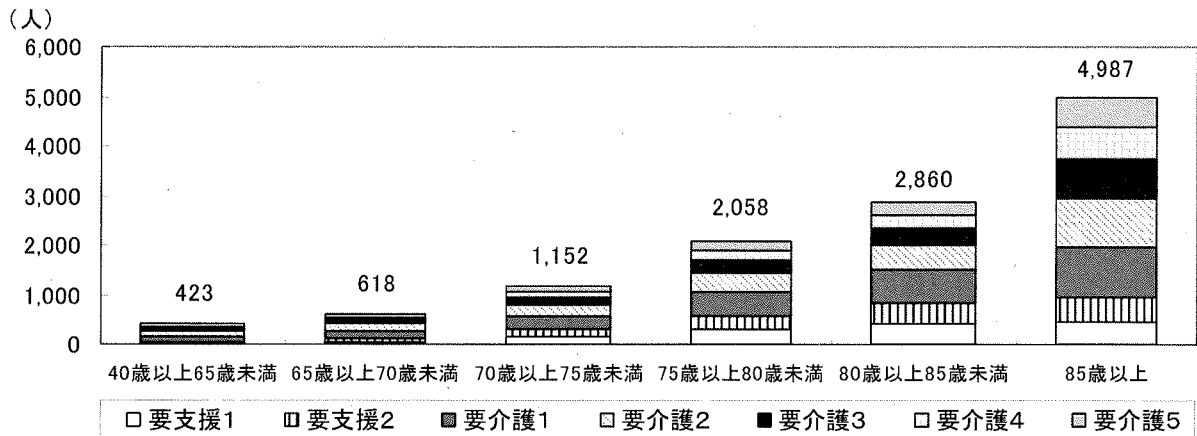
資料：平成22年国勢調査

④介護保険要介護認定者の推移



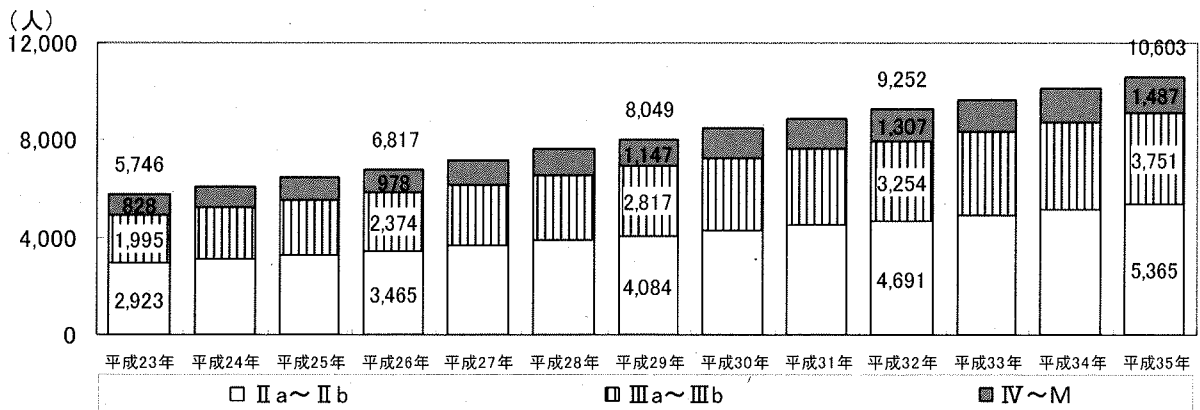
資料：市政概要

⑤年代別介護保険要介護認定率の状況



資料：介護保健事業状況報告平成25年3月時点

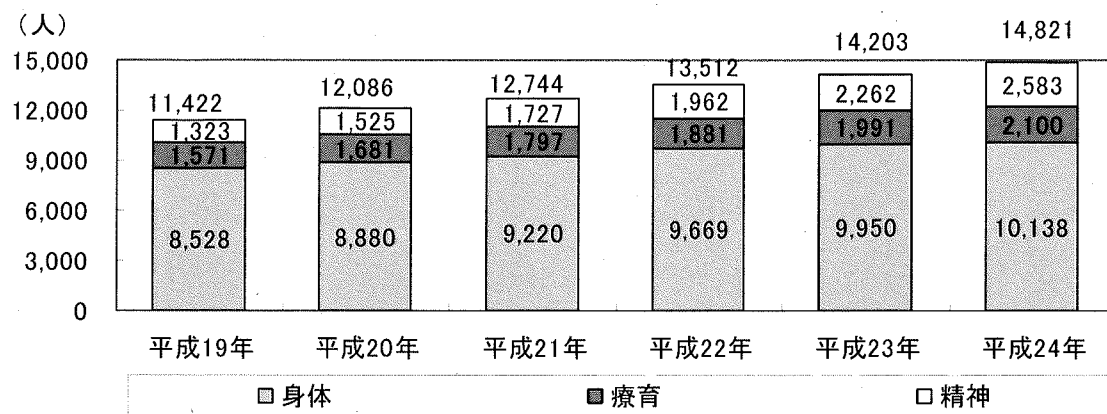
⑥認知症高齢者数の推計



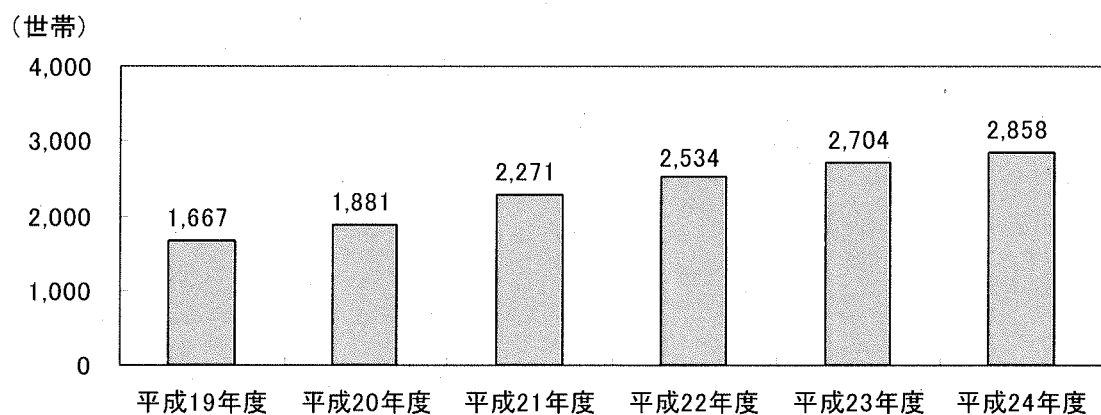
資料：第5期柏市高齢者いきいきプラン

※このグラフでは、認知症高齢者の「日常生活自立度Ⅱ以上」の推計を掲載しています。日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するために要介護認定等をはじめ、広く医療・福祉現場で用いられる指標で、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴがあります。Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態にあることを示しており、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴになるほど重篤な状況を指します。

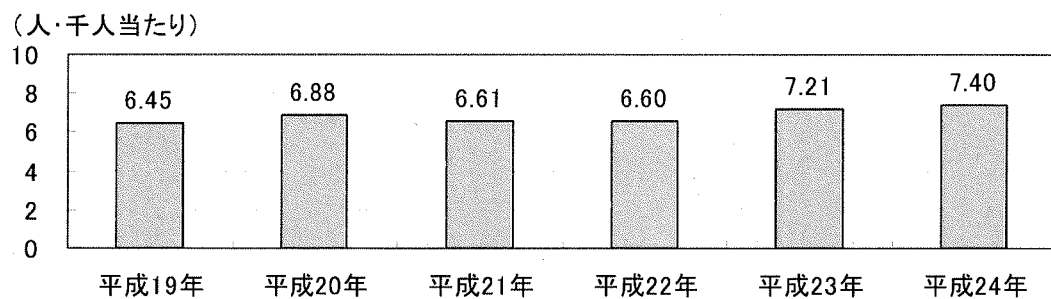
⑦障害者手帳所持者数の推移



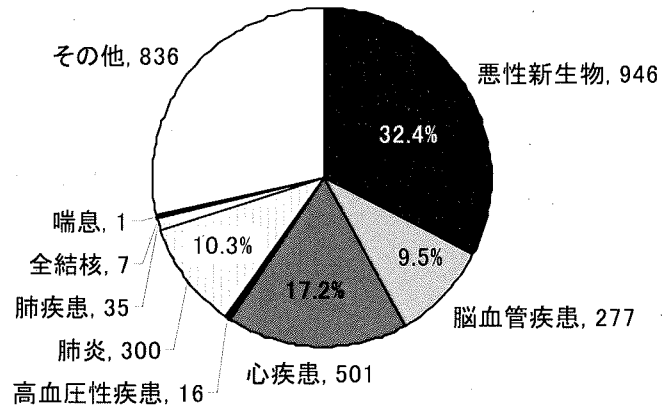
⑧生活保護受給世帯数の推移



⑨死亡率の推移

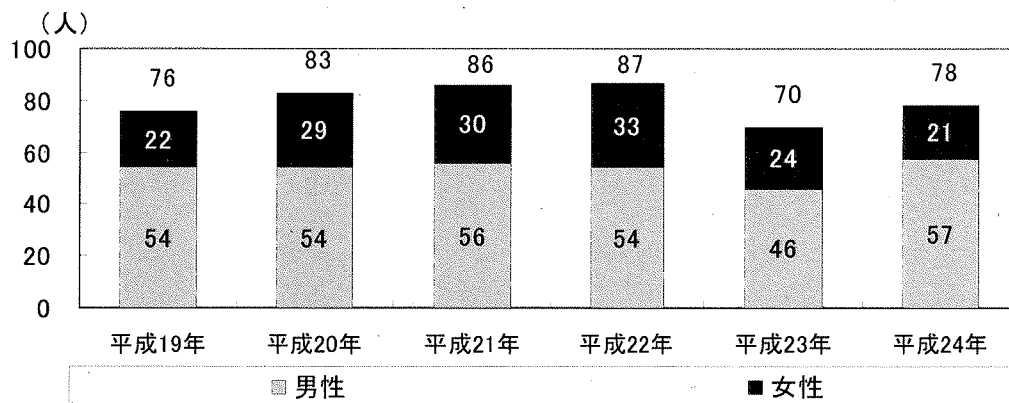


⑩主要死因の状況



資料：柏市健康増進計画（平成 23 年度データ）

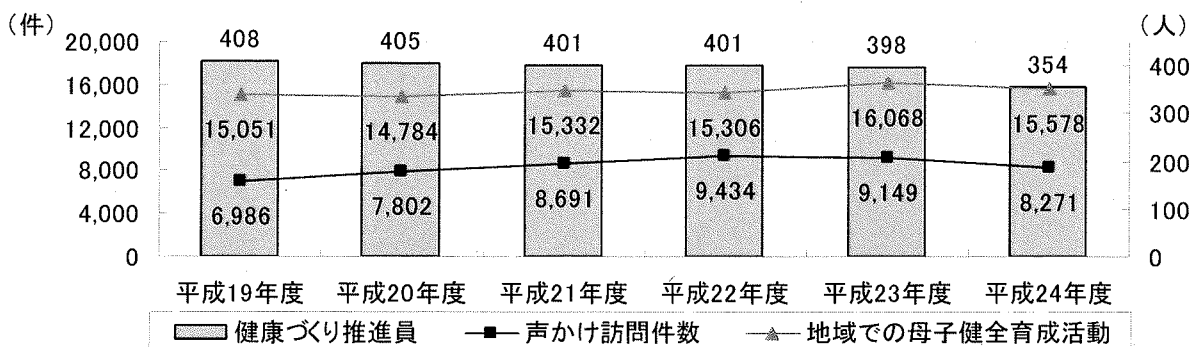
⑪自殺の状況



資料：厚生労働省人口動態統計

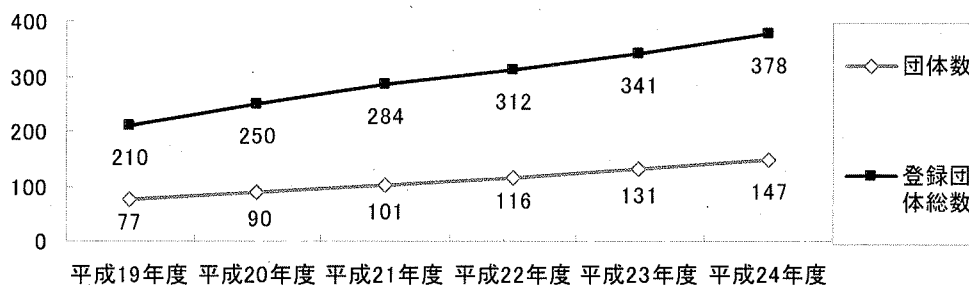
(3) 地域活動の状況 計画書本編6ページ

①健康づくり推進員の推移



資料：市政概要

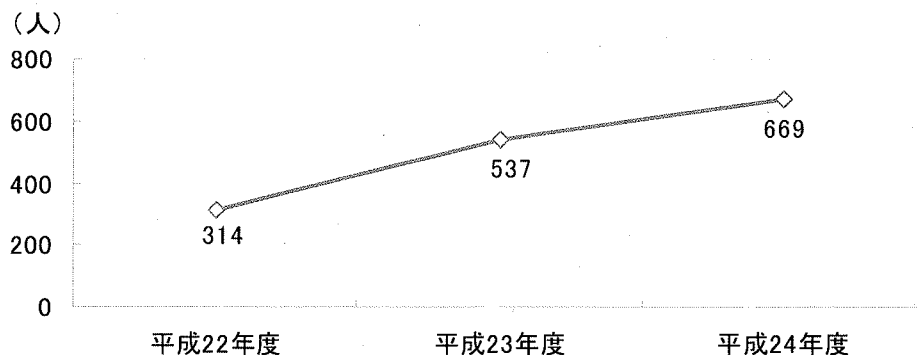
②市民公益活動団体数の推移（登録団体数）



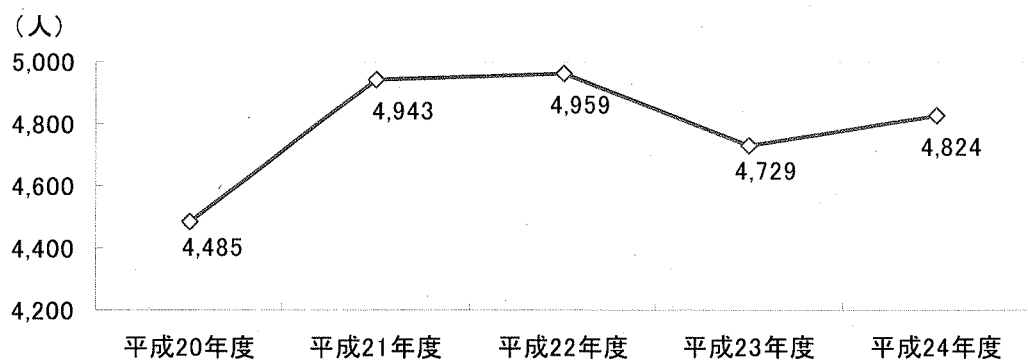
※市民公益活動団体とは、市民公益活動を行う法人又は団体のうち、柏市内に事務所があり、主として柏市内において市民活動を行う団体のことです。

資料：市政概要

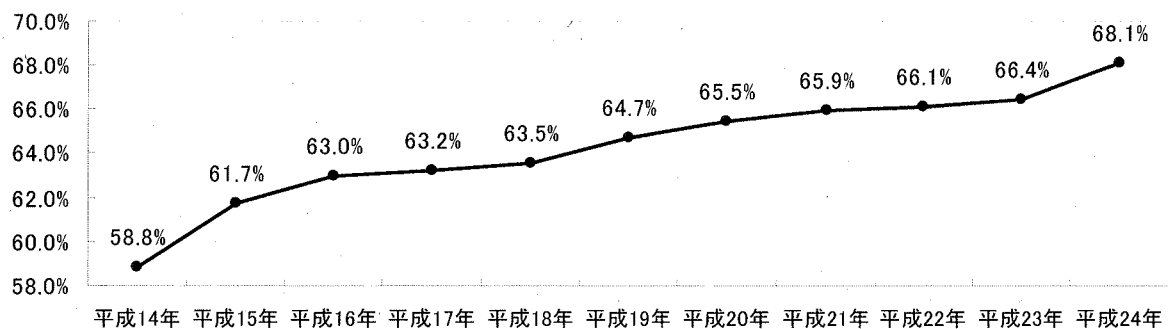
③介護支援サポーター数の推移



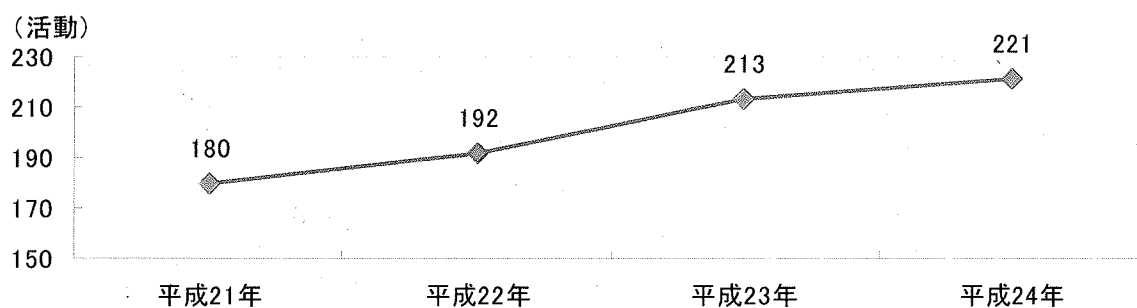
④学校支援ボランティア数の推移



⑤自主防災組織の結成率（自主防災組織結成数/町会等数）

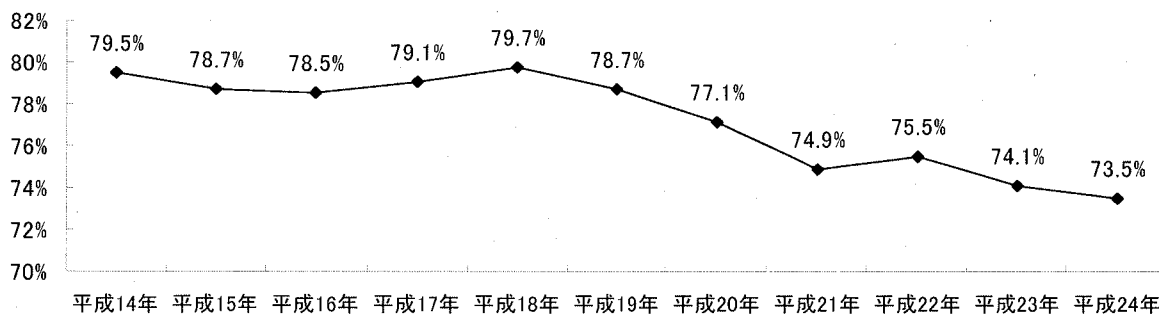


⑥サロン*数

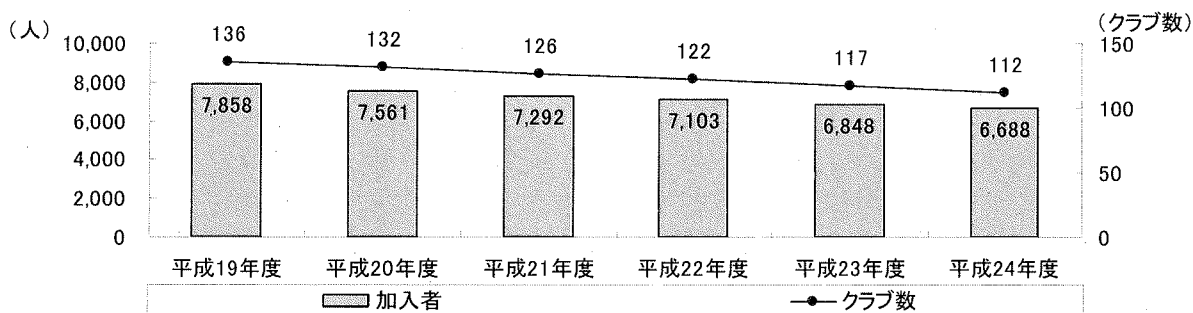


資料：柏市社会福祉協議会事業報告書

⑦町会等加入率の推移

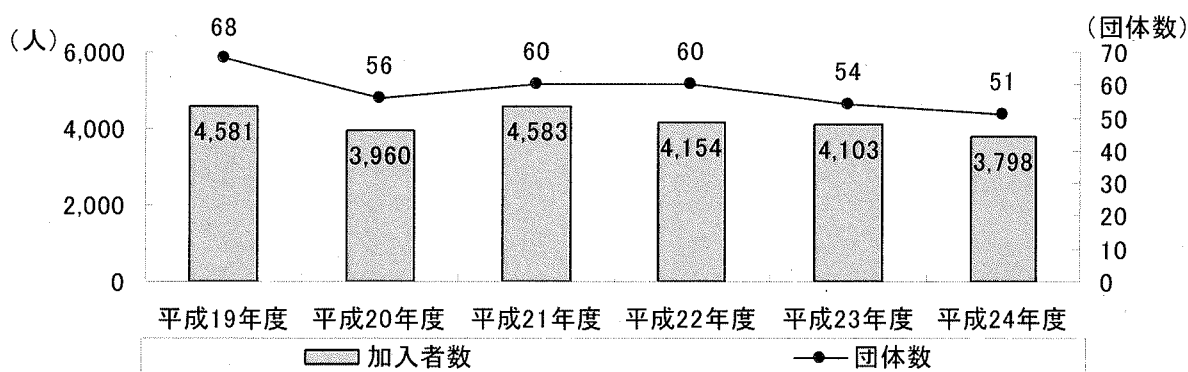


⑧老人クラブ数・加入者数の推移



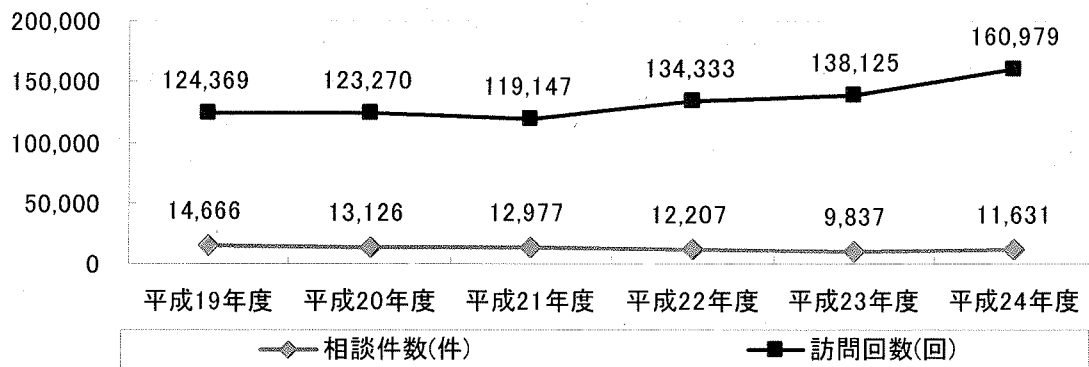
資料：市政概要

⑨子ども会団体数・加入者数の推移



資料：市政概要

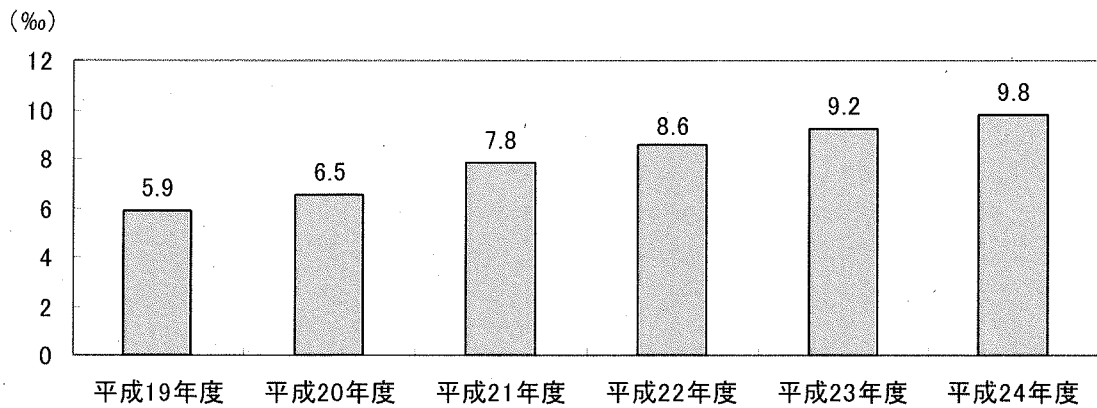
⑩民生委員の活動状況



資料：健康福祉の概要

(4) 重点施策指標に関する状況 計画書本編57ページ

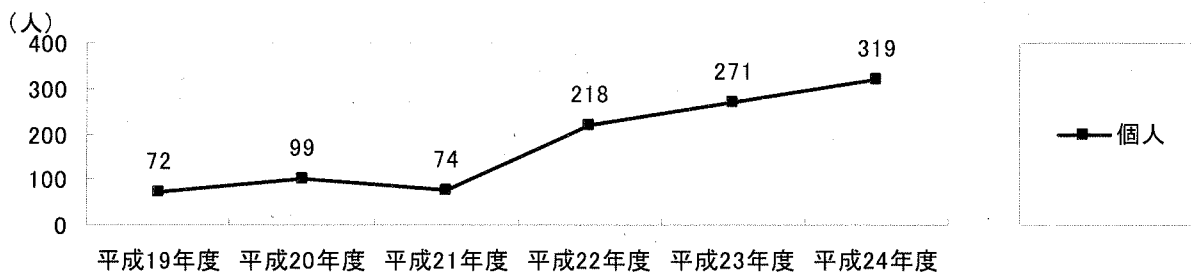
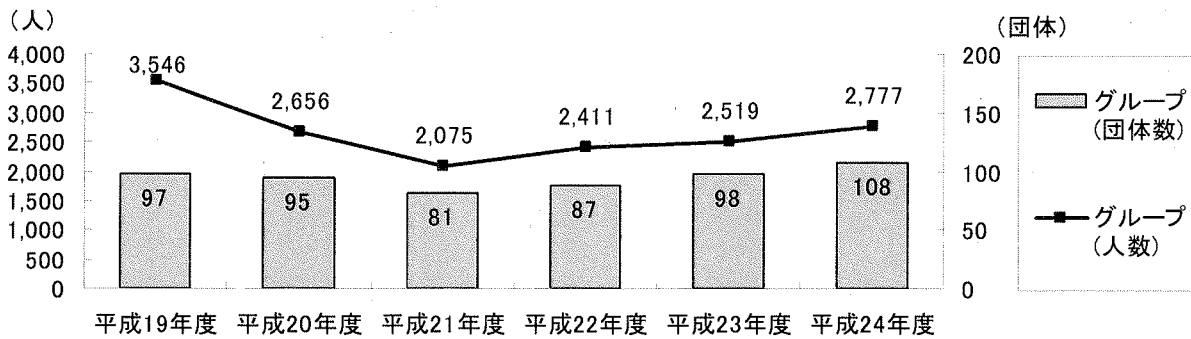
①生活保護 保護率



※保護率とは、生活保護を受給している被保護人員の割合で、千分率で示すものです。

資料：市政概要

②ボランティア登録者数



資料：柏市社会福祉協議会事業報告書

